

作業別安全就業指針(作業名 障子・襖・網戸作業)

作業区分	安全就業基準	安全保護具
作業一般	1. 就業途上の交通安全に注意すること。 2. 常に健康の維持管理に努め、体調が思わしくない時は、就業を控えること。 3. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること(安全ワッペン装着)。 4. 服装・履物は、作業に合ったものを着用し、常に衛生面に配慮して、汚れているものは洗濯して使用すること。 (1) ひも類の付いている服は着用しないこと。 (2) 作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること。 (3) 必要に応じて保護帽、手袋(軍手等)を着用すること。 5. 軽い柔軟体操をして、身体をほぐしてから作業すること。 6. 作業現場に着いたら、周辺の状況を確認すること。 7. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 8. 作業中は作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。 9. 重量物の運搬は複数人で行うなど、特に慎重に行うこと。 10. 道具・機械類の手入れは怠らず正しい使用法によること。 11. 作業は、基本的に複数人で行うこと。 12. 共同作業では、役割分担や手順など作業前の打合せをしつかりと行い、作業中は合図・連絡を正確に行うこと。 13. 新たに作業に従事する会員は、ベテラン会員の指導のもと、安全就業に必要な作業方法や手順を身に付けること。 14. ベテラン会員は、安全就業の確保に留意し、他の会員の不安全行動を発見した時は、その都度指導すること。また、必要に応じ事務局に報告するなど、適切な措置をとること。 15. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には十分注意すること。 16. 長時間の作業は避けること。	手袋(軍手等)

作業区分	安全就業指針	安全保護具
作業室での作業	1. 作業工程・手順を守り、正確かつ丁寧に行うこと。 2. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、身体への切傷等には気をつけること。 3. 道具類は決められた場所に整理整頓し、いつでも使えるようにしておくこと。 4. 電動工具の使用時には次の各項に留意すること。 (1) 濡れた手で取り扱わないこと。 (2) 使用にあたっては、定められた操作方法により、丁寧に扱うこと。 (3) 調子が悪いときは無理に使わずセンターに報告すること。 (4) 作業休止中または移動するときは、確実にスイッチを切り、コンセントを抜くこと。 5. 建具は損傷・汚れが付かないように、丁寧に扱うこと。特にガラスの入った障子には十分注意すること。 6. 作業後は、必ず清掃を行い、釘やカッターの刃等が床に落ちていないか確認し、安全かつ清潔な状態を保つこと。	
運搬作業	1. 建具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を傷めないように慎重に行うこと。 2. 運搬経路の障害物は取り除き、足場の安全を確保すること。 3. 建具等に、損傷を与えないよう慎重に行い、必要に応じて保護シート等を敷くこと。特にガラスの入った障子には十分注意すること。 4. トラックへの積み込みは、荷崩れの無いように行い、建具等はロープ等でしっかり固定すること。 5. 建具等の積み下ろしの際は、足元や周辺の安全を確認し、傷害・物損事故の無いように十分注意すること。 6. 建具等の運搬にあたっては、交通ルールやマナーを守り、交通事故に注意すること	

作業区分	安全就業指針	安全保護具
依頼先での作業	1. 建具の搬入または搬出において、家具等の移動が必要な場合は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。 2. 運搬経路の障害物は取り除き、足場の安全を確保すること。 3. 建具や内装、家具等に、損傷を与えないよう慎重に行い、必要に応じて保護シート等で養生すること。特にガラスの入った障子には十分注意すること。 4. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意するとともに、周辺に気を配り、身体や建具等への損傷には十分注意すること。 5. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないよう管理すること。 6. 脚立や踏み台を使用する場合には「高所作業」に準じて作業を行うこと。 7. 作業後は、必ず清掃を行い、釘やカッターの刃等が床に落ちていないかを確認すること。	・保護帽
高所作業 (2.0m以上)	1. 高所作業中は保護帽を着用し、あご紐は必ず結ぶこと。 2. 足場は、椅子や家具等、間に合わせ品を使用せず、脚立、踏み台等を使用すること。特に、回転椅子やパイプ椅子は絶対に使用しないこと。 3. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。 4. 踏み台の上にさらに踏み台を重ねたり、脚立を立てて作業を行わないこと。 5. 脚立の使用時には次の各項に留意すること。 (1) 丈夫な構造のものを使用すること。 (2) 安定した水平な床面で使用すること。 (3) 開き止めを確実にかけ、使用すること。 (4) 脚立の脚と水平面の角度は75度になるよう設置すること。 (5) 飛び降りないこと。 (6) 脚立の天板に乗っての作業は絶対にしないこと。 (7) 脚立上では、無理な姿勢では作業しないこと。 (8) 昇降する際は、手に建具や道具等を持たないこと。 (9) 2m以上の作業では、下に補助者を置くこと。	